

鳥取縣公報

告示

昭和二十五年十月十日
第二千五百五十号
火曜日

本書ノサイズハ國定規格A五判

◇鳥取縣告示第五百十号

家畜商法第七條により次のものに対し家畜商の免許を取
消した。

昭和二十五年十月十日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

免許取消年月日 住所 氏名 登録番号

二五、九、一三 鳥取縣岩美郡 山崎重隆 昭和二十四年
福部村大字左 度第二二二号
近四〇〇

同 鳥取市 中尾いと 同第二八二号
藪片原町六三

同 同 中尾金繁 同